

UPR結果文書・補遺・仮訳

結論及び勧告

日本は、UPR作業部会報告書（A/HRC/WG.6/2/L.10）パラグラフ60のサブパラグラフに編集された以下の勧告をフォローアップすることに同意する。

- ・サブパラグラフ2及び3（人権機構を設立すること）
- ・サブパラグラフ7（女性を差別する全ての法律上の規定を廃止すること及び女性に対する差別に関する施策を引き続き行うこと）
- ・サブパラグラフ8（マイノリティに属する女性が直面している問題に取り組むこと）
- ・サブパラグラフ11（性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置を講じること）
- ・サブパラグラフ14（女性及び児童に対する暴力の発生を減らすための施策を引き続き行うこと）
- ・サブパラグラフ15（特に女性及び児童に対する人身取引に対処するための取り組みを継続すること）
- ・サブパラグラフ16（子供の早期帰還を確保するためのメカニズムを進展させること）
- ・サブパラグラフ17（児童への体罰を禁止すること）
- ・サブパラグラフ20（庇護決定を再検討するための手続を拷問等禁止条約及びその他の関連する条約と調和させること及び法的援助を必要とする移住者に法的援助を提供すること）
- ・サブパラグラフ24（財政的援助の提供を継続すること及びミレニアム開発目標への支援を拡大すること）
- ・サブパラグラフ25（インターネット上の人権の保護に関する経験を他国と共有すること）
- ・サブパラグラフ26（UPRプロセスのフォローアップにおいて市民社会を関与させること）

日本は、市民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択議定書を除くサブパラグラフ1に記載された人権条約を締結すること、サブパラグラフ4において

言及された恒常的な受け入れを表明すること（訪問の日時は事務レベルで調整する）、及び国際的な監視員の定義について明確にした上でサブパラグラフ 21 において言及された国際的な監視員の受け入れの可能性を検討する。

UPR作業部会報告書サブパラグラフ 19 で示されたアイヌ民族との対話及び支援への関心に留意し、日本における新たな進展について説明したい。

2008年6月6日、我が国国会においてアイヌ民族に関する決議が全会一致で採択された。これを受けて、政府は官房長官談話を発出した。政府は、今後官房長官談話に則って、政策を立案していく。

UPR作業部会報告書（A/HRC/WG.6/2/L.10）パラグラフ 60 のサブパラグラフに含まれるその他の勧告について、日本は以下のとおりコメントを提出する。

・サブパラグラフ 5

日本は、アジア女性基金の事業を通じて表された日本国民の気持ちが国際社会において理解が得られるよう引き続き努力する。また、日本は条約の機関との対話を続けていく。

・サブパラグラフ 6

日本国憲法第 14 条 1 項において、すべて国民は法の下に平等である、と規定されている。憲法や関連する規定に基づき、日本は人種的及び民族的なあらゆる形態の差別のない社会を実現すべく努力している。

・サブパラグラフ 9

日本の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインターアクティブダイアログで述べたとおりである。

・サブパラグラフ 10

日本の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインターアクティブダイアログで述べたとおりである。

・サブパラグラフ 12

日本の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインターアクティブダイア

ログで述べたとおりである。日本は、死刑執行停止の検討及び死刑廃止のいずれについても適当ではないとの立場である。

・サブパラグラフ 13

警察の留置施設では、警察は、被留置者の人権に配慮して適正に被留置者の処遇を行っている。日本は、今後も代替収容制度の下で適正な処遇を確保する努力を継続する。また、全ての取調べの録音・録画を義務づけることについては慎重な検討を要するが、適正な取調べの確立に向けた努力は継続していく。

・サブパラグラフ 18

日本の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインターアクティブダイアログで述べたとおりである。

・サブパラグラフ 22

難民認定を審査する独立した機関を設けることに関する勧告については、難民審査参与員は、幅広い分野から中立的な立場にある有識者から選ばれており、庇護申請を二次的に審査する中立的な第三者機関として、その意見を十分に尊重する運用がなされている

・サブパラグラフ 23

日本は、人種的及び民族的な差別を惹起する意図はなく、そのような差別を惹起しないよう制度の運用にあたっては注意が払われている。本件制度は、不法滞在者に厳格に対処するために必要である。入国管理局の任務を遂行するにあたり、国民から寄せられるさまざまな情報は有用である